

**「広域旅行商品造成による高付加価値旅行者誘致事業」に係る業務委託  
企画提案募集要領**

インバウンドにおいて広域周遊型の高額商品の造成、販売による高付加価値旅行者をターゲットとした誘客が求められていることから、中央日本四県の特別感のある観光資源を活用した「黄金 KAIDO」をテーマとした高級感がある広域旅行商品（ツアー）の造成・販売についての企画提案を公募し、同事業の委託先を選定する。

**1 募集概要**

- (1) 業務名 広域旅行商品造成による高付加価値旅行者誘致事業に係る業務委託
- (2) 契約者 静岡県観光協会
- (3) 採用方式 公募での企画提案方式
- (4) 業務内容 2 募集業務の内容の通り
- (5) 委託期間 契約日から令和7年3月10日（月）まで
- (6) 契約限度額 4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (7) 採用件数 1 件

**2 募集業務の内容**

広域周遊型の高額商品の造成、販売による高付加価値旅行者をターゲットとした誘客を図るため、以下の業務を実施する。

- (1) 中央日本四県の特別感のある観光資源を活用し、「黄金 KAIDO」をテーマとした高級感がある広域旅行商品（ツアー）の造成
  - ・ターゲットのニーズに沿った内容となるように十分に調査し、将来的にも持続可能な販売を意識した新商品とすること。

項目	内容
コンセプト	・「黄金 KAIDO」をテーマとするが、鉱物の黄金に限定せず、黄金に匹敵する中央日本四県の観光資源を取り上げる ・観光資源の紹介に留まらず、観光資源のストーリーを重視し、高付加価値を加味した特別感のある商品やコースを開発する
当商品のターゲット層	主に欧米豪、一部アジアを中心とした高付加価値旅行者 ・高付加価値旅行者とは、訪日旅行1回における総消費額が1人100万円以上の旅行者を指すものとする
造成本数	3本
日程	①静岡県・山梨県を巡る1コース ②静岡県・山梨県・長野県を巡る1コース ③静岡県・山梨県・長野県・新潟県を巡る1コース
想定される内容	・中央日本四県ならではの感動体験の提供 ・地域の魅力を語る人々との交流を含む企画 ・地域の食材と食文化が楽しめるプラン ・駿河湾フェリーや佐渡汽船が組み込まれたコースの検討

(2) 造成した新商品の実踏の実施

- ・(1) で造成した旅行商品について、評価や改善を検討するために大手の在日ランドオペレーター、海外旅行会社、インバウンドの有識者などが参加する実踏（検証のための視察）を実施する。

項目	内容
実施期間	令和6年12月まで
回数	1～2回（全ての日程を視察出来ること）
参加者	・大手の在日ランドオペレーター、海外旅行会社、インバウンドの有識者など計2名 ・契約額に含まないオブザーバー参加として、静岡県観光協会商品企画課担当者
その他	アンケートを用意し、検証を行うこと

(3) 造成した旅行商品（ツアー）の宣伝、販売

- ・(1) (2) で造成した「黄金 KAIDO」をテーマとした高級感がある広域旅行商品（ツアー）の有効性がある宣伝、販売を実施すること。

項目	内容
実施期間	令和6年1月以降
実施内容	・欧米豪については、(2)の実踏に参加した大手の在日ランドオペレーターと契約の上、造成した商品の情報をランドオペレーターのHP、SNS、ニュースレター、商談会参加等でのプロモーションを実施 ・一部アジアについては、特定の現地旅行会社と連携の上、造成した商品の情報をHP、SNS、ニュースレター、商談会参加等、独自の販売ルートでプロモーションを実施 ・令和7年度、8年度の販売目標を定め、各年度末に実績報告をすること
その他	・上記以外の効果的なプロモーションを希望する場合は、ご提案をお願いします

### 3 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

- (1) 静岡県内に事務所を有する法人であること。
- (2) 本事業に係る業務目的を理解し、本業務を遂行するための実績および能力がある法人であること。
- (3) 次のアからエのいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ この公告から契約締結の日までの間に、静岡県等から入札参加資格の停止措置

を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

エ 暴力団と関係を有している者

## 4 応募手続

### (1) 日程

ア 実施要領等の公表（公告開始日）	令和 6 年 7 月 22 日（月）
イ 実施内容等に関する質問書の提出期限	令和 6 年 7 月 29 日（月）
ウ 質問に対する回答	令和 6 年 7 月 31 日（水）
エ 参加表明書の提出期限	令和 6 年 8 月 5 日（月）
オ 企画提案書の受付期限	令和 6 年 8 月 19 日（月） 17 時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和 6 年 8 月 27 日（火）

### (2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式 1）を公益社団法人 静岡県観光協会 商品企画課 宛に電子メールにより提出してください。

（メールアドレス：sheet@shizuoka-tourism.or.jp）

### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問者に回答するとともに、競争上の地域その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」上で公開します。

### (4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式 2）を作成し、郵送または持参により提出してください。

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合には、令和 6 年 8 月 5 日（月）17 時までに、辞退届（様式任意）を提出してください。

### (5) 企画提案書の提出

#### ア 提出書類

(ア) 企画提案書：6 部（正本 1 部、副本 5 部）

a 造成する旅行商品（案）を 3 企画提案。

b 販売のために契約する予定の欧米豪担当の大手在日ランドオペレーター 1 社、その他アジア担当の旅行会社 1 社を提示。

c 具体的かつ詳細な実施計画、実施体制、人員体制及びスケジュール

d その他関連する提案

(イ) 法人概要又は法人概要パンフレット：1 部（静岡県観光協会会員は提出不要）

(ウ) 見積書：1 部

企画案実施のために必要な経費については、全体の見積金額とその費目ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

※経費見積りにより算定した金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること（円未満切り捨て）。

(エ) 事業委託に係る過去の実績：1部

イ 受付期限

令和6年8月19日（月）17時必着

ウ 提出先

公益社団法人 静岡県観光協会 商品企画課

所在地：〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階

電話：054-204-0066

FAX：054-202-5597

メール:sheet@shizuoka-tourism.or.jp

エ 提出方法

郵送または持参

オ 1者につき1提案とします。

カ 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めません。（審査に影響を与えない軽微なものを除きます。）

キ 提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

ク 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがあります。

ケ 企画提案書は、選定以外には提出者に無断で使用しません。ただし、選定された企画提案書については、公正性、透明性、客観性を期するため、公表することができるものとしします。

## 5 委託候補者の選定

参加表明書が参加要件に該当する旨を確認した後、次により審査を行います。

### (1) 審査方法

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションは実施せず、公益社団法人 静岡県観光協会が設置するプロポーザル審査委員会により、提出された企画提案書等を総合的に審査して、委託契約候補者を選定します。

ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。また、参加者が1者であった場合には、総合的に評価して契約候補者の適否を判断します。

### (2) 評価項目

別表のとおり

### (3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を静岡県観光公式サイト「ハローナビしずおか」に掲載します。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

## 5 契約に関する事項

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と企画提案内容をもとにして、業務の履行に必要な

具体的条件等の協議や調整を行い、随意契約の手続きに進むこととします。

## 6 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、静岡県観光協会と協議の上、業務の一部を委託することができます。

### (2) 個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たり、個人情報を取扱う場合には、静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）に準じて、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めてください。

### (3) 守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とします。

## 7 業務の継続が困難となった場合の措置

静岡県観光協会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

### (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となる場合には、静岡県観光協会は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとします。

この場合、静岡県観光協会に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとします。

### (2) その他の事由による場合

天災その他静岡県観光協会及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、静岡県観光協会の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、静岡県観光協会は、当該部分についての委託料の支払いを免れるものとします。

## 8 支払条件

(1) 業務委託料の支払いについては、業務完了確認後の精算払とします。

(2) 本業務の遂行上必要がある場合には、受託者は概算払を請求することができます。

## 9 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となることがあります。

(1) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書に示す条件を満たさない場合

(2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合（ヒアリング内容に虚偽があった場合を含む。）

## 10 その他

- (1) 事業の成果は静岡県観光協会及び静岡県に帰属します。
- (2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については、参加者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返還しません。
- (4) 提案事業者が応募資格を満たさないことが判明した場合や提出書類に虚偽の記載がある場合には、当該提案者は失格となります。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- (6) 本プロポーザルへの参加により、静岡県観光協会及び静岡県から知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません。

#### 附則

この要領は、令和6年7月22日に施行し、受託者が決定した翌日にその効力を失う。

別表

企画提案内容の審査評価項目（50点満点）

区 分	評 価 項 目	配 点
(1) 企画提案の内容・優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「黄金 KAIDO」をテーマとするが、鉱物の黄金に限定せず、黄金に匹敵する中央日本四県の観光資源やコンテンツが取り上げられた内容になっているか</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値旅行者をターゲットとし、ストーリーを重視した特別感のある周遊型商品（コース）を開発する企画提案となっているか</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3本の商品（コース）を造成するため、山梨県、長野県、新潟県の観光関係者との連携を図ることを意識した取組になっているか</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧米豪のインバウンドを扱う在日ランドオペレーター、および、一部アジアの特定の現地旅行会社を有効なビジネスパートナーとする具体的な提案がなされているか</li> </ul>	10
(2) 企画提案の実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的かつ実現可能性のある詳細な実施計画、実施体制、人員体制、スケジュールが示されているか。</li> </ul>	5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容に見合った適切な経費であるか。</li> </ul>	5